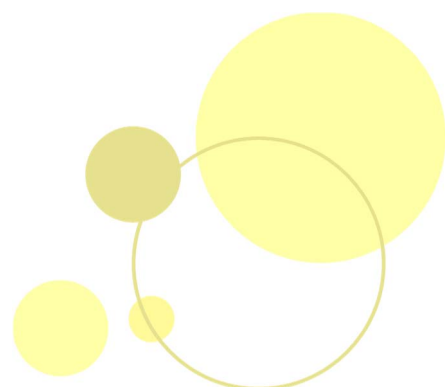


第6章

地域包括ケア

システムの推進



第6章

地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、区民とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区では3つのメッセージ「(何かを) はじめる」、「(誰かと) つながる」、「(地域で) みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。

1) 重点的取組事項

①フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

ア フレイル予防・介護予防の普及啓発等

高齢者の虚弱や要介護状態等を予防するため、フレイル予防・介護予防におけるわかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会やプログラム講座等を実施し、運動や栄養に加え、社会参加等の重要性について普及啓発を行います。

さらに、地域団体と連携し、ICTを活用した自宅等からも参加できるフレイル予防・介護予防プログラム講座実施の取組を推進するとともに、高齢者の生活機能等を健康質問調査票でチェックし、支援を要する者を介護予防等につなげる取組を強化します。

イ 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

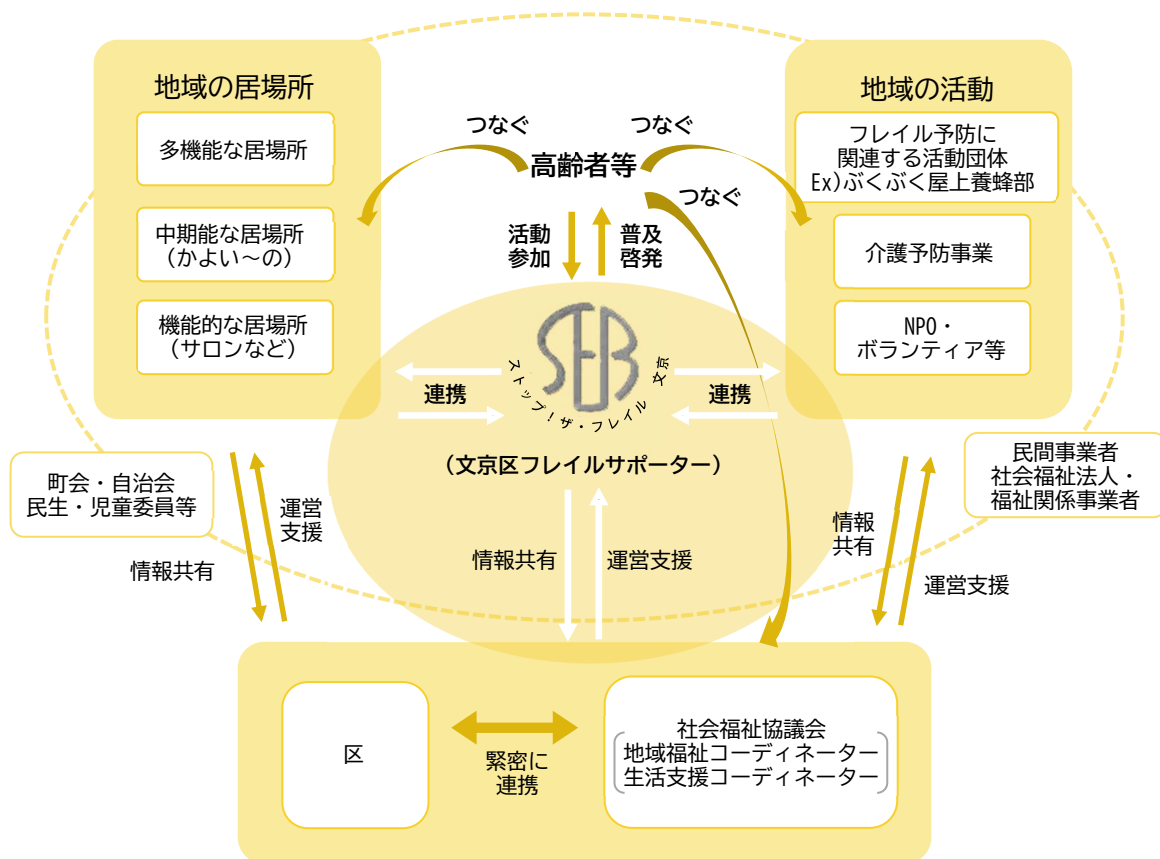
高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防・介護予防の取組を地域で担うフレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーを育成するとともに、人と人とのつながりを通じ、幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座を実施します。

さらに、住民主体の通いの場において、介護予防体操や地域での見守り活動等を行う団体の取組を積極的に支援するとともに、地域の居場所などにおけるフレイルサポーターの自主的な関わりも促しながら、地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

ウ 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

フレイル予防・介護予防の取組をより効果的なものにするため、プログラム講座や住民主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与を促進するとともに、高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組を推進します。

【図表】6-1 フレイル予防の展開イメージ



【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について】

住み慣れた地域で自立した生活ができる期間を延ばし、QOL（生活の質）を維持向上させるためには、高齢者一人ひとりに合わせたきめ細かな支援が必要です。

令和元年5月に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月に施行されました。

この法改正では、高齢者保健事業について、国民健康保険の保健事業や介護保険の介護予防事業（地域支援事業）と一体的に実施するための規定が整備されました。

高齢者の心身の多様な課題に対応するため、文京区では、令和6年度より、地域全体の事業の企画・調整を行う医療専門職が中心となって、高齢者の医療・健診・介護等のデータを活用しながら、高齢者が抱える健康課題を整理・分析し、健康課題のある高齢者への個別的な支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等も活用したフレイル予防・介護予防（ポピュレーションアプローチ）の取組を推進します。

②地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者本人が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、社会とのつながりづくりに向けた支援の充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域において世代や属性を超えて交流できる居場所づくりの取組を推進します。

ア 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア養成講座や研修会等の機会を拡大するとともに、ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組を積極的に情報発信し、区民等における地域活動への参加の取組を推進します。

さらに、地域福祉コーディネーター等の活動により、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングを強化し、高齢者に対する生活支援体制のさらなる充実を図ります。

イ 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

さらに、生活支援コーディネーターやNPO法人等の活動を通じて、住民主体の通いの場（かよい～の）等を運営する団体の立ち上げを支援し、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ウ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と地域づくりの取組を推進するため、多職種協働による個別ケースの課題分析を積み重ねるとともに、地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。さらに、個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実務能力のさらなる向上を図るとともに、課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組を推進します。

③認知症施策の推進

共生社会の実現の推進を目的とした認知症基本法が成立したことを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

また、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を広げます。

さらに、認知症高齢者グループホームをはじめとする地域密着型サービスの整備を進め、介護が必要になった認知症の方及びその家族の生活を支えます。

ア 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解の普及を図るため、わかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会や講座等の実施に取り組みます。また、認知症の本人や介護者である家族が自ら語る言葉など、認知症の本人や家族の視点を重視した情報発信の取組を推進します。

また、認知症の本人や家族を見守る認知症サポーターの養成をさらに進めるため、区民、事業者等に加え、小・中・高校向け養成講座開催の取組を推進します。

イ 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症に備えるため、認知症サポート医、認知症支援コーディネーター（看護師）等の専門職による個別支援の取組を推進するとともに、適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組を推進します。

さらに、民間のノウハウの活用や医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの支援に取り組むとともに、診断後のフォロー体制の充実を図り、認知症の本人の尊厳に配慮した意思決定支援の取組を推進します。

ウ 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

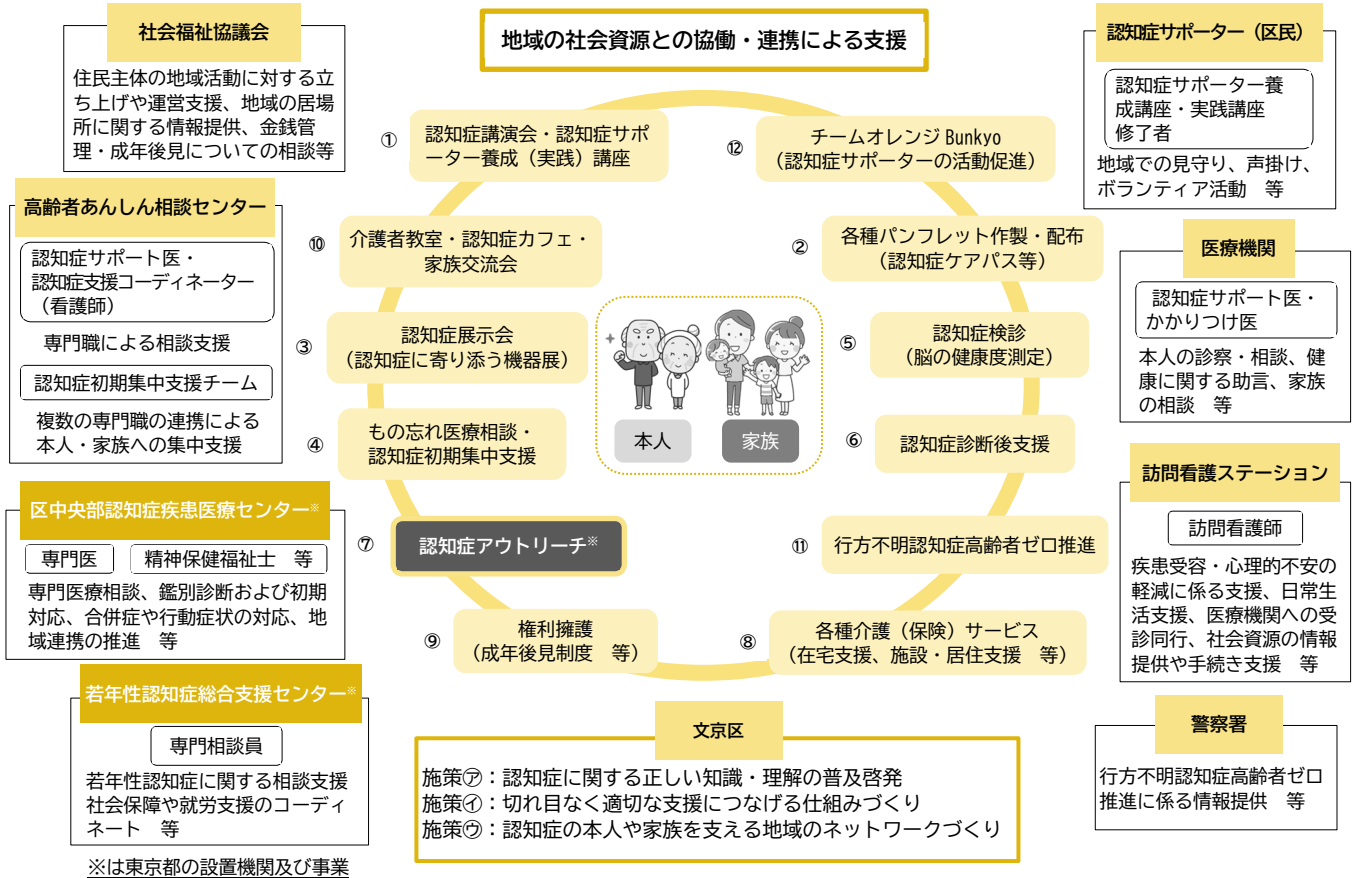
認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、認知症カフェ、認知症家族交流会及び介護者教室などを定期的を開催するとともに、普段から認知症の本人等が身近に通うことができる居場所づくりの取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族のニーズに寄り添った心理面や生活面におけるサポート体制を充実させるとともに、認知症の本人等が生きがいを持って地域で主体的に暮らせるための取組を推進します。

エ 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

認知症の本人が、家庭的な環境のもと地域住民との交流を通じ自立した日常生活を送ることを目的とした認知症高齢者グループホームを始め、地域密着型サービスの整備を推進します。

【図表】6-2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ



| 状態 | 元気なうちから | 認知症の疑い | 軽度認知症 | 中等度認知症 | 重度認知症 |
|--|---------|--------|-------|--------|-------|
| <p>施策⑦：認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発 ※は東京都の事業</p> <p>① 認知症講演会・認知症サポーター養成（実践）講座</p> <p>② 各種パンフレット作製・配布（認知症ケアパス等）</p> <p>③ 認知症展示会（認知症に寄り添う機器展）</p> | | | | | |
| <p>施策④：切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり</p> <p>④ もの忘れ医療相談・認知症初期集中支援</p> <p>⑤ 認知症検診（脳の健康度測定）</p> <p>⑥ 認知症診断後支援</p> <p>⑦ 認知症アウトリーチ*</p> <p>⑧ 各種介護（保険）サービス（在宅支援、施設・居住支援等）</p> <p>⑨ 権利擁護（成年後見制度等）</p> | | | | | |
| <p>施策⑫：認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくり</p> <p>⑩ 介護者教室・認知症カフェ・家族交流会</p> <p>⑪ 行方不明認知症高齢者ゼロ推進</p> <p>⑫ チームオレンジ Bunkyo（認知症サポーターの活動促進）</p> | | | | | |

④在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護・保健情報へのアクセスを向上させるため、在宅ケアに関して地域の拠点となる機能の充実を図るとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

ア 看取りまでを見据えた在宅医療・介護の充実

人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りも含め、在宅医療や介護サービスに関する区民の理解を促進するため、地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会、講座等を開催します。また、身近な地域における日常的な医療の提供を行うかかりつけ医の役割は重要であるため、かかりつけマップの作成等により情報提供の取組を推進します。

さらに、高齢者あんしん相談センターや地区医師会に設置する在宅医療・介護連携を支援する相談窓口により、区民や地域の医療・介護関係者からの相談受付、連携調整、情報提供等を積極的に行うとともに、高齢者の退院や在宅療養の支援の取組を推進します。

イ 在宅ケアに関する地域の拠点の整備

区民からの医療・介護・保健に関する相談対応や、区民及び医療・介護専門職向けの在宅医療や病気予防に関する講座開催など、在宅ケアに関して地域交流の起点となる機能の整備を行います。

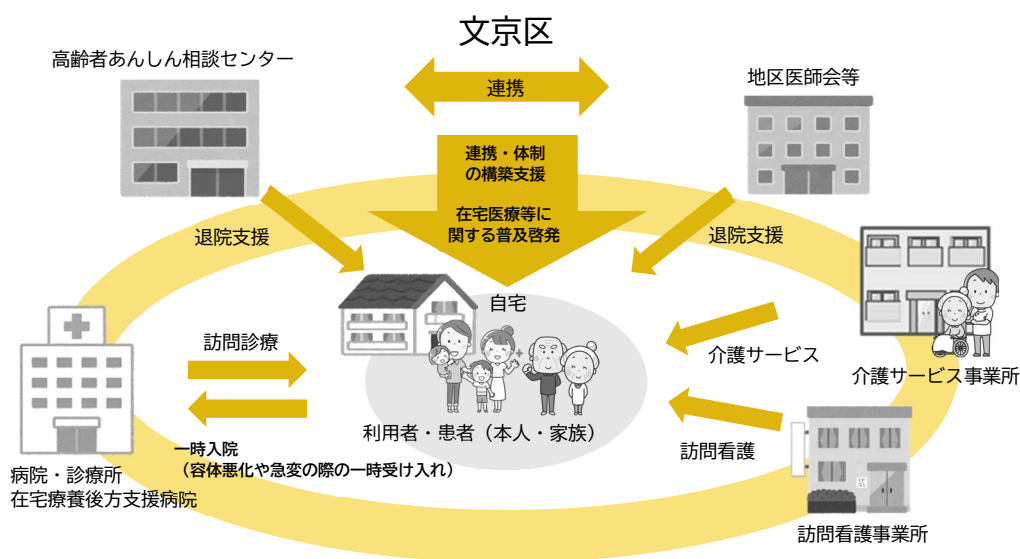
さらに、地域の医療・介護関係者等が参加する多職種の会議を開催し、地域における在宅医療と介護連携の現状と課題の整理を行い、その解決に向けた政策形成につながる取組を推進します。

ウ 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

高齢者の在宅療養を支える取組を推進するため、ICTを活用した汎用性の高い情報共有システムの利用を促進するとともに、医療・介護関係者間における速やかな情報共有の取組を推進します。

さらに、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修会を開催し、お互いの業務の現状、専門性や役割等の意見交換を通じた顔の見える関係づくりを推進します。

【図表】6-3 文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、子ども分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制を構築します。

ア 適切な人員体制の確保

高齢者あんしん相談センターが、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の機能を十分に発揮できるようにするため、高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制や施設を整備します。

さらに、複雑化・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターの職員における専門的知識や区民に対する相談対応能力のさらなる向上の取組を推進します。

イ 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

高齢者あんしん相談センターにおける必要な機能を強化していくため、地域包括支援センター運営協議会（地域包括ケア推進委員会）を活用し、その業務状況を明らかにするとともに、それに対する評価及び必要な措置を講じる取組を推進します。

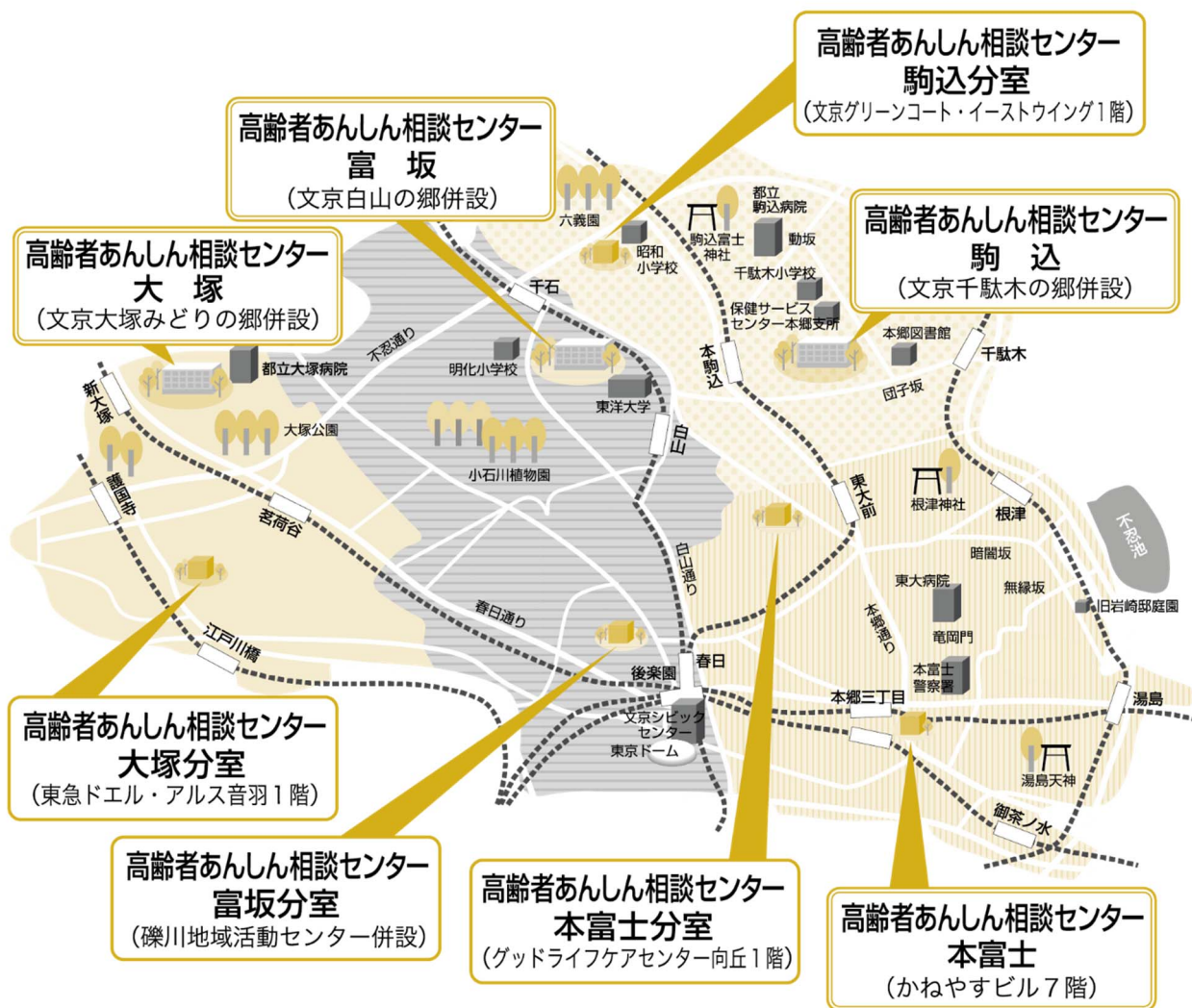
さらに、複雑化・多様化する相談や困難事例、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、多様な役割を高齢者あんしん相談センターが十分に果たしていくため、区における後方支援及び総合調整を担う体制整備の取組を検討します。

ウ 他の相談支援機関との連携強化

高齢者を適切に支援するため、高齢者あんしん相談センターの周知活動に取り組むとともに、民生委員・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の取組を推進します。

さらに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携体制の構築を図ります。

【図表】 6-4 高齢者あんしん相談センターの所在地



| 日常生活圏域 | 名称 | 所在地 |
|--------|--------------------|--------------|
| 富坂 | 高齢者あんしん相談センター富坂 | 白山五丁目16番3号 |
| | 高齢者あんしん相談センター富坂分室 | 小石川二丁目18番18号 |
| 大塚 | 高齢者あんしん相談センター大塚 | 大塚四丁目50番1号 |
| | 高齢者あんしん相談センター大塚分室 | 音羽一丁目15番12号 |
| 本富士 | 高齢者あんしん相談センター本富士 | 本郷二丁目40番11号 |
| | 高齢者あんしん相談センター本富士分室 | 西片二丁目19番15号 |
| 駒込 | 高齢者あんしん相談センター駒込 | 千駄木五丁目19番2号 |
| | 高齢者あんしん相談センター駒込分室 | 本駒込二丁目28番10号 |

⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「文京区居住支援協議会」を運営し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピアの公営住宅を提供し、管理運営を行います。

ア 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住まいの確保

高齢者の住まいを確保するため、入居者に対する見守りサービスを提供することで、高齢者の居住に不安を抱く住宅オーナー等の不安解消と住宅提供への理解を促進し、区内不動産店及び住宅オーナーの協力を得ながら、すまいる住宅登録事業における民間賃貸住宅の登録を促進します。

また、住まいの協力店と連携して、高齢者に対して適切な情報提供を行います。

イ 文京区居住支援協議会の運営

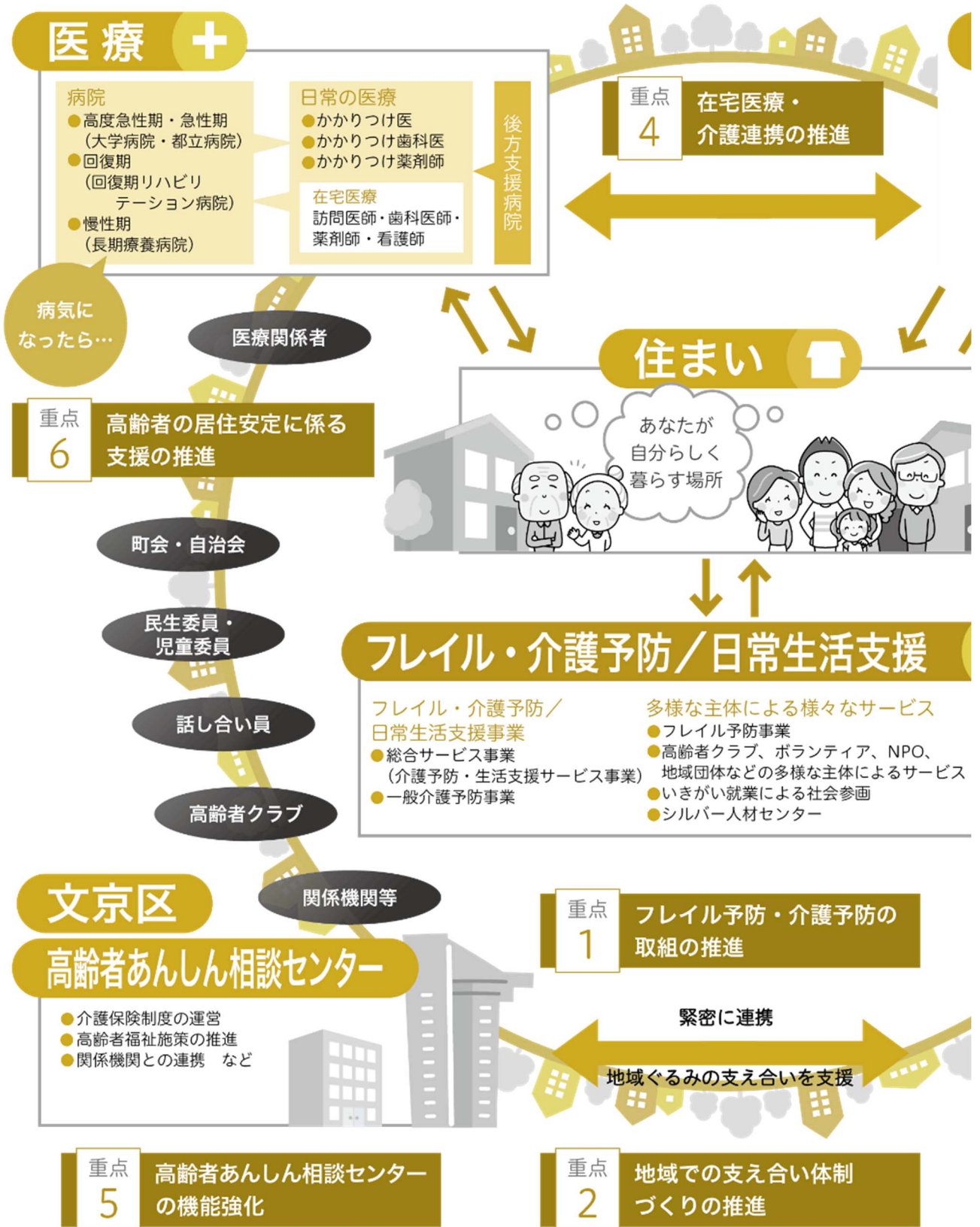
区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会において、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、地域の人口推計、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを把握及び分析し、多様な関係団体との連携による居住支援を検討します。

ウ 公営住宅の管理運営

区営住宅、シルバーピアの適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう生活相談や生活支援を行います。

また、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図るため、都営住宅の募集に関する情報提供を適切に行います。

【資料】文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図



高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ



地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支えあいによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動支援していきます。

地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

- 1 フレイル予防・介護予防の取組の推進
- 2 地域での支え合い体制づくりの推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 高齢者あんしん相談センターの機能強化
- 6 高齢者の居住安定に係る支援の推進

区民の皆さんとともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、区民の皆さんを始め各関係機関が、「支え手」「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら文京区全域で支え合える地域づくりを進めていきます。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめましょう。

何かをはじめること、誰かとつながり、誰かにつながること、地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかに見守りながら、人生100年時代にふさわしい人生が送れるよう、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。



